【相続に関する説明事項】

１　遺言（民法１００４条）

　遺言書がある場合は、必ずご提示下さい。

　なお、自筆証書遺言書は住所地の家庭裁判所で検認手続を経て、さらに封印された遺言書は開封してもらって下さい。

２　相続の放棄（民法９３８条）

　相続の放棄をする場合には、相続開始を知ったときから３ヶ月以内に家庭裁判所へ相続放棄の申述べをする必要があります。

　相続放棄をされると、債務控除の適用は原則ありません。

　生命保険金及び退職金の非課税の特例は、受けられません。

　遺贈により取得した財産がある場合でも、相次相続控除の適用はありません。

３　生前贈与加算

①（相続税開始前七年以内に贈与があった場合：相続税法１９条）

相続開始前７年以内に被相続人から財産の贈与を受けているときには、その贈与財産については相続財産に取込んで相続税を計算することになっています。対象となる過去の贈与税申告書の控をご提示下さい。

　なお、改正前は相続開始前３年以内でしたが、令和６年１月１日以降の贈与分から、段階的に相続開始前７年以内に延長され、完全移行は令和１３年１月１日以降となります。

②（相続時精算課税の適用を受けた場合：相続税法２１条の１４）

相続開始前に相続時精算課税を選択し財産の贈与を受けているときには、その贈与財産については相続財産に取込んで相続税を計算することになっています。対象となる過去の贈与税申告書の控をご提示下さい。

③（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示：相続税法４９条の２）

相続が発生した場合に相続人等は、被相続人の住所地の所轄税務署長に相続税の計算に必要な贈与税の申告情報の開示を申請することができます。

４　配偶者の税額軽減（相続税法１９条の２）

　配偶者が相続税の申告期限までに遺産分割により取得した財産についての相続税が軽減されるという制度です。この制度の適用の結果、納付すべき税額のない場合でも申告書の提出が要件とされています。但し、申告期限までに遺産分割が終わらない財産についてはこの制度の適用はありません。

その後、相続税の申告期限から３年以内に遺産分割の全部が終了したときには、この制度が適用されます。この場合は、遺産分割終了の日から４ヶ月以内に既に納付した税額の還付請求をすることになりますので、連絡をお願いいたします。

５　相次相続控除（相続税法２０条）

　相次相続控除は、１０年間に２回以上相続税を納付するような場合は相続人の税負担が重くなり困難な事態を招く虞があるため、第一次相続の納税額の内算出された金額を第二次相続の相続人の納税額から控除する制度です。

　被相続人が１０年以内に相続により財産を取得し納税されているようでしたら、そのときの相続税の申告書あるいは修正申告書を提示して下さい。

６　障害者控除（相続税法１９条の４）

　相続人等が８５歳未満の障害者である場合には、その方の生活保障の面から一定の税額が控除されます。該当する方は、身体障害者手帳の写しを提示して下さい。

７　延納と物納

①延納（相続税法３８条）

申告により納付すべき相続税が１０万円を超える場合は、担保を提供して２０年以内の年賦による延納を申請することができます。

②物納（相続税法４１条）

遺産のほとんどが不動産であるなど相続税の金銭納付が困難な場合は、遺産である国債・不動産などにより物納することができます。

上記の申請は、いずれも原則として申告期限または納付すべき日までに申請しなければなりません。

８　連帯納付義務（相続税法３４条）

相続税の納付については、次に掲げる相続税を除き、各相続人が相続等により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります（相続税法第34条第１項）。

①本来の納税義務者の相続税の申告書の提出期限等から５年以内に、相続税法第３４条第６項に規定する「納付通知書」を発していない場合における納付すべき相続税額に係る相続税

②本来の納税義務者が延納の許可を受けた相続税額に係る相続税

③本来の納税義務者が農地などの相続税の納税猶予の適用を受けた相続税額に係る相続税

９　未分割の場合（相続税法５５条）

遺産分割協議が調わない場合にも、未分割財産を相続人が法定相続分により取得したものとして計算して相続税申告をしなければなりません。

１０　所得税の確定申告（所得税法１２４条）

被相続人が確定申告書を提出する義務がある者である場合には、相続人は被相続人が死亡した翌日から４ヶ月以内にその確定申告書を提出しなければなりません。

※相続税申告に必要な書類は、相続税用業務チェックリストをご参照下さい。